

# 全国児童養護施設協議会 平成28年度事業計画

本年は、全国児童養護施設長研究協議会が70回の節目を向かえる。戦後以来の集団収容保護の時代を経て、児童養護施設は歴史的にも大きな転換の時期を迎えている。

平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行され、社会的養護を含む我が国の児童家庭福祉は大きな転換期にあり、社会的養護はこの流れのなか、都道府県推進計画、家庭的養護推進計画がスタートした。また、児童養護施設等社会的養護関係施設の職員配置は、同4月より、「社会的養護の課題と将来像」で国が示した基準まで予算措置され、我われの長年の要望が大きく前進することとなった。

こうしたなか、児童相談所における平成26年度児童虐待相談対応件数が約9万件と過去最高を更新し、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる状況が厳しい環境にあるなか、子どもの貧困対策について社会的養護の充実も含め国家的課題となっており、国は児童福祉法の大幅な改正を検討している。一方で、社会福祉法人改革としての社会福祉法の見直しが進められており、社会の負託に応える社会福祉法人のあり方が問われている。

こうした状況を踏まえ、本会は関係団体と密に連携を図るとともに、児童養護施設の地域貢献という観点も踏まえつつ、以下の事業に取り組むものとする。

## 重点事項

### 1. 「社会的養護の課題と将来像」の実現に向けた施設の小規模化、地域分散化等の推進

子どもの個別的養育を推進し、生きていくことの自信を得て、社会的自立を目指した豊かな育ちを実現するため、施設の小規模化と家庭的養護の推進に取り組むとともに、「発達の保障」・「育ち直しの支援」への養育の質のさらなる向上を図るために必要な施策について、本会に設けた「小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会」において調査・検討を行い、それらの課題の解決に向け、関係機関へ働きかける等その実現をめざす。

### 2. 職員の専門性の向上および養育の質を高めるための人材確保・育成の推進

入所児童に対し質の高い安心・安定した養育を保障するため、人材の確保と定着に向けた制度的課題の改善をめざすとともに、施設の実態に即した人材確保策や労働条件整備のあり方を検討する。

また、職員の専門性向上を図るための育成体系・研修体系の具現化および、その具体的な実施方策等について「児童養護施設の人材確保・育成・定着を図るための特別委員会」を中心として、そのあり方を検討する。

### 3. 子ども一人ひとりの継続的な自立支援の充実・強化

公職選挙法等の改正により、選挙権が18歳まで引下げられることとなったが、児童虐待や発達障害などさまざまな課題を抱えた子どもたちは、18歳での社会的自立が困難な児童が多く、むしろ児童福祉法の対象年齢を20歳までに引き上げて、18歳以降も継続的な支援が出来るような仕組みが必要である。

就労や進学等施設退所後の子どもたちの生活を支えるため、インケアからリービングケア、そしてアフターケアに至る継続的な支援を強化するとともに、大学等進学及び就労自立等の経費や住居確保に関する支援の充実等を図る。

また、親から子への貧困の連鎖を断ち、或いは施設退所児童が貧困に陥ることのないよう必要な対応を行う。

### 4. 被措置児童等虐待の根絶に向けた取組みの強化

被措置児童等虐待の早期根絶に向け、平成27年度から3年度内を目途に、全会員施設の全職員が入所児童の権利擁護に関する研修会等を受講できるよう、都道府県養協等に対し、引続き当該研修会等の開催を働きかけるとともに、必要な支援を行う。

また、「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」において、事例分析等を通じた発生予防・対応・再発防止策の検討を行うとともに、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト(施設版・職員版)」の実施や、倫理綱領の普及等を通じ、会員施設職員等の人権意識の涵養を図る。

### 5. 地域の子育て支援拠点としての役割の推進

施設がもつ子育てのノウハウや専門機能を地域に還元し、一般家庭も含めた地域の子育て支援拠点としての役割を推進する。同時に児童虐待の防止やその対応についても、施設の有する専門機能を活用し、また、すべての児童養護施設において児童家庭支援センターの設置を促進することに努め、地域の子育て支援や里親支援等に児童養護施設が貢献し、今求められている社会福祉法人や児童養護施設の社会的役割を積極的に果たしていけるよう取り組んでいく。

また、要保護児童対策地域協議会への積極的参画を働きかけ、市町村と連携した地域子育て支援に積極的に取り組むことができるよう支援する。

### 6. 大規模災害に備えた支援体制の構築および施設防災力の強化

本会「大規模災害対応指針」に基づき、大規模災害発生時の本会、ブロック協議会、都道府県協議会の役割及び連携、支援体制づくり等に向けた実効性を高めるための取り組みを進めるとともに、各児童養護施設の防災力・減災力の強化を図るための取り組みを進める。

また、大規模災害発生時の見舞金制度のあり方について検討を行う。

## 専門部事業

### 制度政策部

#### 1. 社会的養護をめぐる制度課題への対応

- 家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画への対応  
(小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会の取り組みを通じて、小規模化、地域化の推進に必要な職員配置の実現をはかる)
- 児童養護施設による地域支援(子育て支援、要保護児童支援、子どもの貧困対策)の拡充に向けた取り組み
- 児童養護施設による(社会福祉法人の)「地域公益事業」の展開に向けた対応
- 児童の自立支援策の拡充に向けた取り組み(自立支援担当職員の配置等)
- 職員の人材確保、育成、定着策への対応  
(特に資格制度のあり方や職員育成所や育成システムの実現、給与水準の引き上げ等の職員の待遇改善に向けた取り組みなど)
- 子どもの貧困問題への対応
- 児童福祉法見直しの検討への対応
- 第三者評価・自己評価の推進(養育の向上及び情報公開の推進)
- 既存制度の活用と更なる制度の拡充に向けた取り組み

#### 2. 入所児童の権利擁護の推進(総務部共管)

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の促進
- 被措置児童等虐待防止に向けた取り組み、権利侵害事案への対応

#### 3. 平成29年度国家予算確保への運動展開

- 国家予算要望の実施
- 人材の確保と育成に係る重点的要望(事務員の確保を含む)
- 人員配置や職員待遇の改善に向けた予算・制度対策活動の実施

#### 4. 児童福祉の諸制度や課題への対応における連携・協働の推進

- 全社協・児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 全社協・全国退所児童等支援事業連絡会(仮称)への参画
- 里親、施設等社会的養護関係種別団体との連携・協働の推進
- 児童虐待防止等諸課題への対応をはかるために必要なソーシャルアクションの

実施、他種別や他団体との連携・協働の推進

○社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における意見表明

#### 5. 社会的養護への理解と支援を得るための立法府等に対する活動

○全国アクションプランによる集中的な要望活動の実施(制度改革実現のためのソーシャルアクション特別委員会による取組み)

○政策実現をはかるための国会議員等への要請、働きかけ

○「児童の養護と未来を考える議員連盟」等への働きかけ

#### 6. 予算・制度対策活動に係る必要な調査研究の実施

○各施設、各都道府県における職員配置状況の動向把握と対策の検討

○人材確保対策、人材育成対策の実態とあるべき制度や取組みの把握と検討

○18歳児童の措置延長の実態とあるべき制度の検討

#### 7. 制度政策に関する情報の共有化とその対応

○児童養護施設等の積極的広報の展開(全養かわら版の発行等)、「戦略的広報に関する作業部会」を中心とし四部共管)

○「制度政策連絡体制」を活用したブロック、都道府県組織の取組みや成果、課題等の情報共有化と対応、体制の強化(全養協通信や制度政策情報、連絡票の活用等)

○全養「かわら版」の発行

#### 8. 制度政策事業のスケジュール化と点検・振り返り

## 総務部

#### 1. 組織活動の円滑な推進

○総会、常任協議員会、(拡大)正副会長会議、ブロック長会議等各種会議の開催

○ブロック・都道府県協議会活動の強化推進、ならびに情報提供等支援の実施

○内規・規程・要綱・要領等の策定や適宜見直し等

○会員施設基礎調査の実施(調査研究部共管)

#### 2. 入所児童の権利擁護の推進(制度政策部共管)

○「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の推進

- 「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」における、事例収集・分析による対応策の検討等
- 「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」(施設版、職員版)の実施
- 被措置児童等虐待防止に向けた取組み、権利侵害事案への対応

### 3. 施設を退所する子どもの自立支援事業の推進

- 身元保証人確保対策事業制度の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の実施
- JX-ENEOS奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等、各種奨学助成制度等への協力

### 4. 大規模災害等への対応と支援体制の構築検討

- 「防災チェックリスト」を活用した、児童養護施設の防災(減災)力の強化促進

### 5. 第70回全国児童養護施設長研究協議会の開催

[日程]平成28年11月15日(火)～17日(木)

[会場]京王プラザホテル(東京都)

[定員]900名

- ・永年勤続感謝、児童文化奨励絵画展、研究奨励賞(松島賞)の実施

### 6. 第70回全国児童養護施設長研究協議会記念誌作成に向けた取組み

- 第70回全国児童養護施設長研究協議会記念誌編纂特別委員会における、記念誌作成の取組み

### 7. 各ブロック大会との連携、協力

- 全国8ブロック協議会の大会・研修会開催を支援し、ブロック組織活性化を促進
- 各ブロック協議会の大会・研修会等において、職員配置改善や小規模化に伴う実態等に関する意見交換等を行うことができるよう支援

北海道ブロック	調整中	
東北ブロック	平成28年6月16～17日	(山形県山形市)
関東ブロック	平成28年6月30～7月1日	(静岡県静岡市)
中部ブロック	平成28年6月1～3日	(福井県あわら市)
近畿ブロック	平成28年6月7～8日	(京都府宮津市)
中国ブロック	平成28年6月1～3日	(岡山県岡山市)
四国ブロック	平成28年6月23～24日	(高知県高知市)
九州ブロック	平成28年6月14～16日	(大分県大分市)

## 8. 広報活動の推進

- 児童養護施設等の積極的広報の展開(四部共管)
- 情報提供活動の強化
  - ①全養協通信の発行(全施設対象:随時)
  - ②全養協ホームページの充実
  - ③協議員に向けた情報提供(必要に応じて随時)
  - ④「平成28年度全養協便覧(全養協情報NO.36)」の発行(全施設対象)
  - ⑤「全国児童養護施設一覧」の発行(全施設対象)
- 季刊「児童養護」の内容充実と普及促進

## 9. 災害見舞金制度の運用

- 災害見舞金制度見直しの検討

## 10. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

### 調査研究部

1. 平成28年度会員施設基礎調査の実施(総務部共管)
2. 児童養護施設入所児童の進路・支援に関する調査の実施
3. その他必要に応じた調査研究の実施

### 研修部

#### 1. 児童養護施設の研修体系構築に向けた取組み

- 平成26年度に児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会が取りまとめた報告書をもとに、研修体系の具現化に向けた総合的な体系構築について、児童養護施設の人材確保・育成・定着を図るための特別委員会において引続き検討するとともに、同委員会における検討内容を踏まえ、研修部においてその具体的実施に向けた検討を進めていく。

#### 2. 「平成28年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営

[日 程]平成29年1月17日(火)～19日(木)

[会 場]全社協・灘尾ホール

[定 員]200名

3. 「第70回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会」の企画・運営
4. 「研究奨励賞(松島賞)運営委員会」の企画・運営
5. ブロック・都道府県が主催する「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」の支援
  - 「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」と連携し、ブロック及び都道府県養協において「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」を開催し、3年間をかけて全施設職員が受講するよう引き続き支援する(2年目)。
6. 「平成28年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催
  - 西日本会場
    - [日 程]平成28年9月20日(火)～21日(水)
    - [会 場](調整中)
  - 東日本会場
    - [日 程]平成28年12月1日(木)～2日(金)
    - [会 場]全社協・灘尾ホール
7. 「平成28年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の企画・共催
  - [日 程]平成29年2月9日(木)～10日(金)
  - [会 場]東京都内
  - [定 員]400名
8. 「子ども・子育て全国フォーラム」の企画・共催
  - [日 程]平成28年11月30日(水)
  - [会 場]全社協・灘尾ホール
  - [参加者]200名
9. 「子どもの育ちを支える新たなプラットフォームづくり研修会」の企画・共催
  - [日 程]平成28年7月7日(木)～8日(金)
  - [会 場]全社協・会議室
  - [参加者]120名
10. 「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」(国立武蔵野学院)への協力

## 児童養護編集委員会

### 1. 季刊「児童養護」の編集・発行(第47巻／第1号～第4号)(総務部所管)

#### 〈編集方針〉

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした全国的な児童養護施設の専門誌とする。
- ②歴史的・社会的に有意な実践を紹介し、社会的養護を拡充させるための一助とする。
- ③子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践への具体化を進める。
- ④施設間での連携やネットワークをはかるための一助とする。
- ⑤児童福祉に係る機関・団体、教育・研究機関、その他、関心をもつ人々へ社会的養護の実践、課題を広く知らせ理解を図る。

#### 〈発行予定〉

第47巻第1号・平成28年6月

第47巻第2号・平成28年9月

第47巻第3号・平成28年12月

第47巻第4号・平成29年3月